

ちよつとためになる知識と青山の素敵なお店を紹介します。

コスモス通信

第十弾

相続登記義務化について

亡くなった方が不動産を所有していた場合、その不動産の名義を変更する必要があります。

この名義の変更の手続きを「相続登記」といいます。

今までは相続登記をする、しない、は任意（自由）でした。

ただ今年の4月1日から義務化になります。

相続登記をしないと、子供や孫に迷惑がかかります！

例えば夫婦と子供2人の家族の場合、父親が所有していた不動産を相続する場合、相続人は妻と子供2人のため、相続人も少なく、血のつながりも近いいため、それほど手続きは大変ではありませんが、ずつと放置をしてしまうと相続人の数が増えて、孫、いとこ

など遠縁になり、面識の無い人と相続の手続きをする必要がでてきてしまいます。

また、不動産を売却する場合、相続人全員の同意が必要となるため、相続登記を行わず相続人の数が多くなると、売却することも困難になります。

義務化の対象は、過去の相続分も対象となります。

今一度ご自身に相続の不動産がないかご確認頂き、お心当たりがある方はお気軽に弊社までご相談ください。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。



ハンバーク吉野

in表参道

表参道駅から徒歩1分にある「ハンバーク吉野」。焼肉歴24年の店主が「肉、米、炭」にこだわった渾身のハンバーク定食が特徴のお店です。

挽きたてで鮮度抜群の牛肉100%のハンバークを目の前で焼き上げ、艶々の白米や厳選された薬味を加えて頂きます。

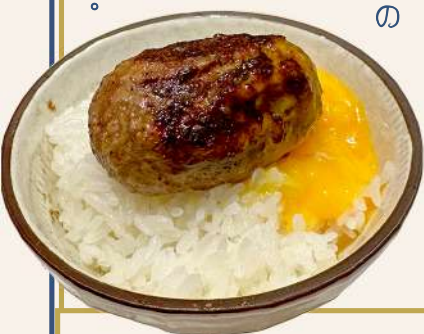
ハンバークは「ノーマル」と「牛タン」の2種類から選べ、どちらも著をいれどとジュワツと溢れ出す肉汁に、それぞれの肉の旨みがギュッと詰まった、思わず「美味しい」と声が出てしまうような至高のハンバークです。

最後におかわり無料のご飯に、ひとり一つ頂ける「卵」を使った究極の卵かけご飯で締めるのがおすすです。

店主のこだわりが輝く場所で、ホクホクのご飯と絶品のハンバークを思う

存分頂くことの出来る「ハンバーク吉野」。

ぜひ足を運んでみてはいかがでしょうか。



コスモス不動産管理とは？

「業務内容」

不動産売買・賃貸・管理、リフォーム、保険、相続対策、認知症対策、家族信託

「所在地」

〒107-0062

港区南青山2-2-15

ウイン青山 540号

「連絡先」

電話：03-6447-2108

FAX：03-6447-2105

メール：takano@kazokushintaku.co.jp

当社HPはこちら！



又は

コスモス不動産管理

<https://cosmos-rm.com/>

ぜひご覧ください。

